

報酬改定について（障害児）

〈障害児共通〉

1 感染症や災害への対応力の強化

障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行うとともに、その取組を基本報酬で評価する。

(1) 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化【全サービス】

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

(2) 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

(3) 地域と連携した災害対策の推進【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型障害児入所施設】

非常災害対策が求められる事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。

2 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価【全サービス】

新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、通常の基本報酬に0.1%分の上乗せを行う。なお、同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における障害福祉サービス等の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。

〈新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価〉

全ての障害福祉サービス等事業所 基本報酬の合計単位数 × 0.1%

※ 原則、令和3年9月サービス提供分までの措置とする。

3 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】

各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

4 障害者虐待防止の更なる推進【全サービス】

障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。その際、施設・事業所が対応するためには一定の時間を要すると見込まれるため、まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化する。

- ・ 虐待防止委員会（※）の設置等の義務化
- ・ 従業者への研修の実施の義務化
- ・ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化

（※）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

《障害者虐待防止の更なる推進》

[現行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底（義務化）
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

5 身体拘束等の適正化【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、医療型障害児入所施設】

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

その際、施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、

- ・ まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化
- ・ 減算の要件追加については令和5年4月から適用することとする。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

6 人員基準における両立支援への配慮等【全サービス】

(1) 障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件を一部緩和する見直しを行う。

《人員基準における両立支援への配慮》

[現行]

【常勤】指定障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達し

ていること。

※ ただし、育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用している職員については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。

【常勤換算方式】事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

[見直し後]

- ① 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
 - ② 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。
 - ③ 人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことを認める。
 - ④ ③の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。
- (2) 障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持(ハラスメント対策)を求めることとする。

《運営基準【新設】》

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

7 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用【全サービス】

障害福祉現場の業務効率化を図るため、下記の運営基準や報酬算定上必要となる委員会等、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。

【委員会・会議等】

《感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会》

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

《身体拘束等の適正化のための対策検討委員会》

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

《虐待防止のための対策検討委員会》

虐待防止のための対策を検討する委員会

《個別支援計画作成等に係る担当者等会議》

利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議

《経口移行加算》 ※施設入所支援

経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面

《経口維持加算》 ※施設入所支援

経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等

《関係機関連携加算》

障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るための、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議

〈障害児通所支援〉

1 障害児通所支援における共通事項

(1) 医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定【児童発達支援及び放課後等デイサービス】

前回改定で導入した医療的ケア児に係る判定基準について、厚生労働科学研究において開発された見守り等のケアニーズ等を踏まえた医療的ケア児に係る判定基準に見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、当該判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

(2) 医療連携体制加算の見直し【児童発達支援、放課後等デイサービス】

医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できるところであるが、障害児者に真に必要な医療や看護を検討して適切に提供しているとは言い難い事例が散見されていることから、算定要件や報酬単価について、必要な見直しを行う。

- ① 医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価を行う。
- ② 医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受ける

ものとすることを明確化する。

(3) 看護職員加配加算の見直し【児童発達支援及び放課後等デイサービス】

看護職員加配加算の算定要件について、上記①の医療的ケア児に係る判定基準を用いることとし、実態に即して以下のとおり見直す。

≪看護職員加配加算の見直し≫

[現行]

① 看護職員加配加算（Ⅰ）【看護職員1人分の加算】

ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所

- ・ 現行の判定基準のスコアに該当する障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して1以上になること。

イ 主として重症心身障害児を通わせる事業所

- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

※ 児童発達支援センター以外の場合、スコアが16点以上の障害児は2名としてカウントする。

② 看護職員加配加算（Ⅱ）【看護職員2人分の加算】

ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所

- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

イ 主として重症心身障害児を通わせる事業所

- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して9以上になること。

③ 看護職員加配加算（Ⅲ）【看護職員3人分の加算】

(主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所のみ)

- ・ 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して9以上になること。

[見直し後]

<主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所>

主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては、医療的ケアを行うために必要な看護職員の配置の費用を含んだ医療的ケア児の基本報酬区分を創設することから、看護職員加配加算は廃止する。

<主として重症心身障害児を通わせる事業所>

① 看護職員加配加算（Ⅰ）【看護職員1人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

② 看護職員加配加算（Ⅱ）【看護職員2人分の加算】

医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること。

(4) 看護職員の基準人員の取扱いの見直し【児童発達支援及び放課後等デイサービス】

医療的ケアを行う必要がある場合に配置する看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととする（ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職員を除く。）。

《看護職員の基準人員の取扱いの見直し》

医療的ケア児に医療的ケアを行う場合は看護職員を置くこととし、置いた場合は当該看護職員を児童指導員等の員数に含めることができる（ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職員を除く。）。

※ 児童発達支援センター（主として難聴児・重症心身障害児を通わせる場合を除く。）

は、機能訓練担当職員及び看護職員を児童指導員等の員数に含める場合、その半数は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

(5) 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用【児童発達支援及び放課後等デイサービス】

NICU等から退院し在宅生活を始める時期から乳幼児期（特に0～2歳）の医療的ケア児については、自治体職員による「5領域11項目」の調査のみでは、通常の発達の範囲として介助を要しているのか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態であるのか判断が難しいことから、医療的ケアに係る判定基準等において医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態にある旨の判定を行う際には、医師の判断を活用する。

(6) 人員基準の見直し【児童発達支援及び放課後等デイサービス】

専門性及び質の向上に向けて、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみ人員基準を見直すこととする。（令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける。）

《人員基準の見直し》

[現行]

指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。（放課後等デイサービスも同様。）

[見直し後]

指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上となるよう配置。（放課後等デイサービスも同様。）

※ 令和3年3月31日時点で、指定を受けている事業所については、2年間の経過措

置を設ける。

(7) 家族支援の評価の充実【児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス】

家族支援の充実を図るため、訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合した上で、要件を見直す。

事業所内相談支援加算について、個別の相談援助だけではなくグループでの面談等も算定可能とするなどの見直しを行う。

(8) 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価【児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス】

著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び医療型児童発達支援は5領域11項目の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは指標該当児の判定スコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算を創設する。

《個別サポート加算（Ⅰ）【新設】》 100単位/日

(9) 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価【児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス】

虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携（事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む）により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援することを評価する加算を創設する。

《個別サポート加算（Ⅱ）【新設】》 125単位/日

(10) 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設【児童発達支援及び放課後等デイサービス】

経営状況等を踏まえて、児童指導員等加配加算（Ⅰ）の報酬単価を見直すとともに、児童指導員等加配加算（Ⅱ）を廃止する一方、支援の質を向上させる観点から、専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者）を1名以上加配（常勤換算による算定）して行う支援を評価する加算を創設する。

※ 児童発達支援における専門的支援加算の算定要件については、対象となる未就学児への支援に当たり、特に集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要であることから、児童福祉事業について5年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の職種の対象に含めることとする。

難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。

(11) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【児童発達支援、医療型児童発達支援（児童発

達支援、医療型児童発達支援については食事提供加算)】

令和2年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかという点も含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、経過措置を延長する。

2 児童発達支援

(1) 基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定 (一部再掲)

児童発達支援の基本報酬について、経営の実態等を勘案しつつ、事業所の定員規模別の報酬単価も含めて見直しを行う。

基本報酬区分について、医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

- (2) 医療連携体制加算の見直し (再掲)
- (3) 看護職員加配加算の見直し (再掲)
- (4) 看護職員の基準人員の取扱いの見直し (再掲)
- (5) 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用 (再掲)
- (6) 人員基準の見直し (再掲)
- (7) 家族支援の評価の充実 (再掲)
- (8) 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価 (再掲)
- (9) 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価 (再掲)
- (10) 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設 (再掲)
- (11) 地域と連携した災害対策の推進 (再掲)
- (12) 身体拘束等の適正化 (再掲)
- (13) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い (再掲)

3 医療型児童発達支援

- (1) 家族支援の評価の充実 (再掲)
- (2) 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価 (再掲)
- (3) 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価 (再掲)
- (4) 地域と連携した災害対策の推進 (再掲)
- (5) 身体拘束等の適正化 (再掲)
- (6) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い (再掲)

4 放課後等デイサービス

- (1) 基本報酬の見直し及び医療的ケア児の基本報酬区分の設定 (一部再掲)

平成30年度報酬改定において導入された指標該当児童の割合による基本報酬の区分について、指標該当児童を受け入れた場合でも、当該事業所における指標該当児童の割合が50%以上に達しない限り、基本報酬上の評価がされないなどの指摘を踏まえ、現行の区分1・区分2の報酬体系を廃止するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

基本報酬区分について、医療的ケア児のための判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

(2) 極端な短時間のサービス提供の取扱い

極端な短時間（30分以下）のサービス提供については報酬（基本報酬及び加算）を算定しないこととする。

ただし、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児については、この限りではない。また、利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間（30分以下）のサービス提供となった場合は、**欠席時対応加算（Ⅱ）の算定**を可能とする。

≪欠席時対応加算（Ⅱ）【新設】≫ 94単位/回

(3) 送迎加算の取扱い

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、引き続き検討する事項とされていた放課後等デイサービスの送迎加算について、送迎の実施に関する実態調査の結果（知的障害児の利用が多く、通所に当たっての安全面を十分に考慮することが必要である）を踏まえ、障害児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知することとし、送迎加算の現行の枠組みは維持する。

(4) 利用対象者の拡大の検討

地方分権改革推進提案における放課後等デイサービスの利用対象者に専修学校等の通学者を加えるとの提案については、次期制度見直しに向けて検討することとし、今回の報酬改定において対応は行わない。

- (5) 医療連携体制加算の見直し（再掲）
- (6) 看護職員加配加算の見直し（再掲）
- (7) 看護職員の基準人員の取扱いの見直し（再掲）
- (8) 退院直後から必要な障害福祉サービスの利用（再掲）
- (9) 人員基準の見直し（再掲）
- (10) 家族支援の評価の充実（再掲）
- (11) 著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（再掲）
- (12) 虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価（再掲）
- (13) 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設（再掲）
- (14) 地域と連携した災害対策の推進（再掲）
- (15) 身体拘束等の適正化（再掲）

5 居宅訪問型児童発達支援

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- (2) 身体拘束等の適正化（再掲）
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し（再掲）
- (4) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し（再掲）

6 保育所等訪問支援

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し（再掲）
- (2) 身体拘束等の適正化（再掲）

〈医療型障害児入所施設〉

1 重度重複障害児加算の見直し

主に肢体不自由児を対象としている医療型障害児入所施設に入所している重症心身障害周辺児への支援の困難性を勘案し、当該施設での重度重複障害児加算について、複数（2以上）の障害を有する障害児を支援した場合にも評価できるよう算定要件を見直す。

《重度重複障害児加算の見直し》

[現 行]

視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち3以上の障害を有する児童に支援を行う。

[見直し後]

視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち2以上の障害を有する児童に支援を行う。

2 強度行動障害児の支援の評価

強度行動障害児の支援について、医療的アプローチとともに、入所児童の発達保障の観点から環境調整をはじめとした福祉的アプローチの必要性があることから、福祉的支援の強化の観点より、強度行動障害児特別支援加算を医療型障害児入所施設においても算定できるように見直す。

《強度行動障害児特別支援加算【新設】》 781 単位／日

※ 加算の算定を開始した日から起算して90日以内は+700 単位／日

3 小規模グループケアの推進

医療型障害児入所施設における小規模グループケアの推進を図る観点から、小規模グループケア加算の算定要件を見直す（一定の要件を満たした場合に、台所・便所の設置を不要とすることを可能とする。）。

《小規模グループケア加算の算定要件の見直し》

[現行]

設備については、小規模グループケアの各单位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室については、当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができる。

[見直し後]

設備については、小規模グループケアの各单位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。(ただし、以下の(1)から(3)までに掲げる設備の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める場合、それぞれ当該設備を設けないことができる。)

- (1) 台所：利用者の障害の特性から、小規模グループケアの単位内で調理することが困難であって、敷地内にある他の建物の設備で調理することが適当な場合
- (2) 浴室：当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合
- (3) 便所：利用者の障害の特性から、当該小規模グループケアの単位に設置する必要がない場合

4 重度障害児支援加算と小規模グループケア加算の整理

重度障害児支援加算について、ケアの小規模化を進めることを前提とした施設要件とはなっていないことから、小規模グループケアに対応した施設要件となるように見直す。

《重度障害児支援加算の要件の見直し》

[現行]

①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人、③居室については1階に設けること等の施設基準を満たし、一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。

[見直し後]

①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人、③居室については1階に設けること等の施設基準を満たし、一定の要件に該当する障害児を支援した場合に算定する。ただし、小規模グループケア加算を算定している場合は、①と②の基準を満たさなくても算定できるものとする。

※ ③の基準は、重度障害児者の火災時等の安全確保の観点から、小規模グループケアを実施する場合であっても満たすことを求めることとする。

5 ソーシャルワーカーを配置することの評価

地域移行に向けた支援として、障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカー(①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、障害児通所支援又は障害児入所支援に5年以上従事した経験を有

する者)を専任で配置することを評価する加算を設ける。

《ソーシャルワーカー配置加算【新設】》

※主として知的障害児に対して指定入所支援を行った場合の例

- ・ 利用定員が 10 人以下 159 単位/日
- ・ 利用定員が 11 人以上 20 人以下 79 単位/日

6 自活訓練加算の見直し

退所後を見据えた早い段階からの支援を促進するため、自活訓練加算の算定要件を見直す。

《自活訓練加算の見直し》

[現 行]

実施時期 特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定。

実施期間 同一の給付決定期間中に 6 月間 (180 日) を 1 回 (さらに継続の必要がある場合は 2 回)。

実施場所 施設に隣接した借家等。

[見直し後]

実施時期 高校入学から措置延長も考慮し、20 歳までの間で柔軟に設定。

実施期間 同一の給付決定期間中に 12 月間 (360 日) の範囲内で柔軟に設定。

実施場所 適切に支援を行うことが可能な範囲にある借家等。

7 地域と連携した災害対策の推進 (再掲)

8 身体拘束等の適正化 (再掲)

9 補足給付の基準費用額の見直し

施設入所者の食費や居住に要する費用 (食費・光熱水費) については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額 (食費・光熱水費に係る平均的な費用の額) から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和 2 年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。